

「北九州看板娘・看板息子」 運用要項

(令和8年4月改訂)

【目的】

第1条 この要項は、わっしょい百万夏まつり振興会（以下「振興会」という。）が「北九州看板娘・看板息子」の運用について必要な基準を定め、適正な運用を図ることを目的とする。

【職務内容】

第2条 「北九州看板娘・看板息子」は「わっしょい百万夏まつり」（以下「まつり」という）に参加するとともに、他都市とのまつり交流等、振興会が必要と認めた諸行事に随時出席し、まつり及び北九州市を広く宣伝するものとする。

【選定】

第3条 「北九州看板娘・看板息子」は、振興会が選定し、会長が任命する。

【派遣基準】

第4条 「北九州看板娘・看板息子」の派遣については以下のいずれかの基準を満たすものとする。

- (1) 国及び地方公共団体とその外郭団体等の公共団体や、民間企業が主催する行事
- (2) 地域振興に寄与すると認められる市内各地の団体が主催する行事
- (3) 参加依頼のある他都市が主催する公共行事
- (4) その他わっしょい百万夏まつり振興会が必要と認めた行事
ただし次の事項に該当する行事については「北九州看板娘・看板息子」を派遣しない。
 - ① 特定の政党が主催する行事
 - ② 特定の宗教団体が主催する行事
 - ③ 営利を目的とした個人が主催する行事

【派遣申請】

第5条 振興会以外の者が主催する行事に出席する場合は、事前に主催者が「北九州看板娘派遣申請書」を提出し、振興会で審議、承認する。

- 2 申請者（主催者）は「北九州看板娘派遣申請書」を派遣日より一ヶ月前に提出するものを原則とする。

【派遣に対する諸経費等】

第6条 申請者は派遣に対する謝礼及び事務手数料を下記のとおり支弁する。

- 2 謝礼金、事務手数料の支払い先は振興会が指定する口座に支弁する。
- 3 「北九州看板娘・看板息子」にかかる諸経費については以下のとおり。

- (1) 北九州市内・市外の行事に出席する場合
1名につき 8,000円/半日 15,000円/1日（食事代含む）
半日：実働3時間以内 1日：実働6時間以内
※実働を超過する場合は 3,000円/1時間 を請求する。
※交通費^(注1)、宿泊費の実費を申請者が支弁する。
※遠方派遣時は申請者が飛行機・新幹線・宿泊先等の手配を行う。

「北九州看板娘・看板息子」 運用要項

(令和8年4月改訂)

(2) 源泉徴収

源泉徴収は謝礼金の支弁を受けた本人が行う。

(注1) 交通費は、派遣者最寄の駅またはバス停から派遣地までの公共交通機関の積算を示し、負担は申請者（主催者）が行う。公共の交通機関が利用できない場合（公共交通機関が不通、早朝、深夜）は、タクシー代を申請者が負担する。

【災害補償】

第7条 業務遂行中の災害に対する補償については、基本的にイベント主催者が補償し、その範囲外については、振興会が保険に加入しその範囲内で補償する。